

君津中央病院企業団議会

令和5年9月定例会会議録（第1号）

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和5年10月5日をもって令和5年10月13日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 草刈慎祐、2番 重城正義、3番 田中幸子、6番 荒井淳一、7番 福原敏夫、
9番 小泉義行、10番 緒方妙子、11番 根本駿輔、12番 花澤一男

欠席議員

8番 山田重雄

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 在原昌秀、病院長 海保 隆、事務局長 竹下宗久、
事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明、医事課長 重信正男、
管財課長 黒木淳一、財務課長 小柳洋嗣、経営企画課長 相原直樹、
副院長兼患者総合支援センター長 柳澤真司、副院長兼学校長 藤森基次、分院長 北湯口 広、
医務局長 北村伸哉、医療技術局長 児玉美香、看護局長 北 清美

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・認定案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて
(提案理由の説明、監査報告、補足説明、委員会付託)
- ・議案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)
- ・報告第1号 令和4年度決算に基づく資金不足比率について
(提案理由の説明、監査報告、補足説明、委員会付託)

(午後1時30分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

中川茂治議員のご逝去について、ご報告いたします。

中川茂治議員が、去る8月14日、急逝されました。誠に痛惜の念に堪えません。ここに中川茂治議員のご冥福をお祈りいたしたく、1分間の黙祷をささげたいと存じます。

<総務課主幹>

一同、ご起立願います。

黙祷。

(全員起立 黙 祷)

黙祷を終わります。

ご着席ください。

<議長>

それでは、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は9名でございます。

本日、山田重雄議員から欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和5年9月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議会議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、先ほど福原議長から中川茂治議員のご逝去について報告がありましたが、中川議員におかれましては、平成31年4月に企業団議員にご就任以来、当企業団の発展にご尽力賜りましたことに深く敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

そして、新たに企業団議員にご就任くださいました君津市副市長荒井淳一議員におかれましては、企業団の運営にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大佐和分院の人事についてご報告いたします。

長く大佐和分院長を務めておりました田中治実が、先月9月30日をもって退職したため、後任としてこれまで副分院長を務めておりました北湯口広を、10月1日付で大佐和分院長に任命したのでご報告いたします。

<分院長>

よろしく願います。

<企業長>

さて、新型コロナウイルス感染症の状況でございます。症状が軽症化したことも影響してか、入院後にコロナ感染が確認される事例が増えております。感染力にも衰えは見られず、大佐和分院では8月中旬に、本院でも9月に2つの病棟でクラスターが発生いたしました。現在のところ、クラスターは沈静化しておりますが、依然として感染拡大に予断を許さない状況となっております。企業団では、今後も院内の感染対策や感染拡大時の診療体制に万全を期してまいります。

次に、君津医療圏における二次救急輪番体制についてでございます。二次救急の輪番を担う医療機関は年々減少する中、医師の働き方改革への対応に伴う大学からの派遣医師の引上げの影響もあり、二次救急輪番体制の維持に困難が生じている状況です。本年6月から12月までの待機予定で、当初からのものと、その後急に生じたものを合わせて、10日の空白日が発生しており、これらについては当院が対応しているところでございます。輪番を担う医療機関の宿日直許可の状況によっては、さらに厳しい

状況になることも予想されますが、引き続き二次救急輪番体制の維持に協力してまいります。

ところで、令和4年度決算については、既に6月の議員全員協議会で見込みとしてその概要をご報告申し上げたところでございますが、コロナ関連補助金の継続もあり、3年連続の純利益となりました。しかしながら、令和5年度の収支状況については、コロナ関連補助金の縮減など、経営状況、経営環境はともに厳しい状況が続いております。今後もさらなる病床の効率的運用による入院患者の確保に努めるなど、職員一丸となって経営改善に向けた取組を続けてまいります。

さて、本定例会では、提出議案といたしまして、ただいま触れました令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについてのほか、議案1件、報告1件を提出いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

君津市は、中川茂治議員のご逝去により、新たに荒井淳一議員が選任されました。

それでは、自席にて就任の挨拶をお願いいたします。

君津市、荒井淳一副市長、どうぞお願いします。

<6番 荒井淳一議員>

ただいま、ご紹介いただきました、9月から君津市の副市長に就任いたしました荒井と申します。また、ただいま故中川副市長に対しまして皆様から哀悼の意を表していただき、本当にありがとうございます。

今後、また皆様からのご指導を仰ぎながら精いっぱい努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

<議長>

よろしくお願いいたします。

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果についての報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定します。荒井淳一議員を6番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日から10月20日までの8日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日から10月20日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から草刈慎祐議員及び花澤一男議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は1件、認定案1件、報告1件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、認定案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて、議会の認定に付するものです。

令和4年度決算では、病院事業の業務量は本分院合わせ、入院延べ患者数18万1,210人、外来延べ患者数30万5,336人であり、収支決算額は、本分院事業収益231億1,419万円、本分院事業費用228億5,904万円で、2億5,515万円の経常利益となり、これに看護師養成事業収支、特別損益を加え、企業団全体では4億8,284万円の純利益となり、前年度と比べ利益幅が縮小したものの、黒字決算となりました。

次に、議案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度の未処分利益剰余金を処分するため、資本金への組入れ、減債積立金の積立て及び財政調整積立金からの繰入れを行うことについて、議会の議決を求めるものです。

次に、報告第1号 令和4年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議事に報告するものです。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

続きまして、令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算審査意見書及び令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書が監査委員より提出されておりますので、審査意見を求めます。

在原代表監査委員。

<代表監査委員>

それでは、私から決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、定例会別冊2をご覧ください。

初めに、1ページですが、審査の対象、令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算でございま

す。

審査の期間は、令和5年7月21日から令和5年8月4日まででございます。

審査の方法ですが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、企業長から審査に付された決算諸表及び関係諸帳票を調査照合するとともに、企業長、病院長、事務局長及び関係職員の出席の下、審査を実施いたしました。

特に、決算書及び関係書類が地方公営企業法並びに関係規程に準拠して処理されているかどうか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、事業の経営管理は、地方公営企業法の基本原則である経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう経営されたかに留意し、定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて審査を実施したところでございます。

決算の概要につきましては、先ほど企業長から説明がございましたので、省略をさせていただきます。

次に、9ページをご覧ください。

審査の結果について。

1の決算報告書及び決算関係書類についてですが、審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、令和5年3月31日現在における決算状況及び経営成績は適正に表示され、その目的に沿って運営されているものと認められました。

次に、10ページをご覧ください。

3の財務状況についてですが、②の表の患者負担の未収金については、昨年度に比べまして877万9,000円減っておりますが、令和4年度末の残高は1億6,272万4,000円と、依然として多額でございます。公平負担の原則から、引き続き回収対策に力を入れる必要があると考えます。

次に、11ページをご覧ください。

4の構成市からの負担金については、4市合計で17億4,213万2,000円でございます。繰出基準に基づき算定した経費のうち、真に必要な経費として算定した額とするとともに、引き続き収支不足額の縮減に向けた経営の効率化が必要であると考えます。

なお、引き続き地方公営企業繰出金の考え方に基づく繰出基準額について、構成市に理解を求めていく必要があると思います。

次に、12ページをご覧ください。

6の予算の執行・事務処理につきましては、以下の3点について意見を述べさせていただきます。

①健全財政について。

地域の基幹・中核病院として、適切かつ安定的な医療を提供していくためには、健全経営を確保する必要があります。企業団全体の令和4年度の決算収支については、本業の収支である医業収支が千葉県内同規模病院と比べると良好な結果であったものの、前年度より悪化したことに加え、コロナ関連補助金や収益的収支への構成市負担金の繰入れが減額となったこともあり、経常損益・純損益ともに減額となりました。今後も、施設整備や給与改定等様々な要因による費用の増加が予想されることから、現在進めている収益の確保、経費節減の施策をさらに推進し、より一層の医業収支の改善に努めていただきたいと思います。

②医師・看護師の確保推進について。

地方の医師不足が深刻化し、かつ恒常化している状況の中、大学医局との派遣交渉等、様々な取組により、腎臓内科、麻酔科等の医師を採用できたことは高く評価します。引き続き、基幹・中核病院としての機能を果たすため、さらに、2024年からの医師の働き方改革に対応するために必要な医師の確

保に万全を期していただきたいと思います。

看護師については、おおむね計画どおり確保できていることから、引き続き努力していただきたいと思います。また、実働看護師数確保の観点から、引き続き離職・休職等対策に万全を期していただきたいと思います。なお、附属看護学校の国家試験合格率100%が継続できるよう、引き続き指導強化に努め、優秀な看護師を養成していただきたいと思います。

③病床利用率について。

病床利用率については、新型コロナ流行前の令和元年度は78.7%、コロナ禍の令和2年度は72.2%、令和3年度は73.8%、令和4年度はクラスターの発生等の影響もあり、71.3%と低下しています。病床利用率については、医業収益に直結するものであることから、予算で設定した業務量を達成できるよう努めていただきたいと思います。

次の13、14ページ、7の経営分析につきましては、記載のとおりでございます。

次に、15ページをご覧ください。

8の事業全般の総括についてですが、日本の医療環境をはじめ、当企業団を取り巻く経営環境や医療提供体制の維持は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、引き続き非常に厳しい状況にあります。令和4年度においては、自動火災報知設備更新等の建物附属設備に係る工事、手術用顕微鏡等の医療機器の更新、内視鏡情報管理システム等の情報システムの更改を行い、高度な医療を提供するための体制整備を図っています。

このような状況の中、令和4年度収支については、本院は、引き続きコロナ関連補助金もあり、経常損益・純損益とも黒字を計上しましたが、利益幅は縮小しており、分院は、コロナクラスター発生の影響もあり、経常損益・純損益とも赤字を計上し、損失額も拡大しています。さらなる危機意識の徹底を図り、企業団職員一丸となって、抜本的で持続的な経営改善に万全を期すとともに、地域の基幹・中核病院として、健全経営に努められ、安定的かつ良質な医療を提供されることを強く要望します。

「むすび」に当たり、令和4年度は、第6次5か年経営計画の2年目であり、「令和4年度達成状況」によると、本院は、経常収支比率は計画値を達成しているものの、昨年度より低下しており、病床稼働率、医業収支比率は計画値及び昨年度数値を下回っています。分院は、経常収支比率、病床稼働率、医業収支比率とも計画値及び昨年度数値を下回っています。コロナクラスター発生の影響が大きいものと思われませんが、非常に厳しい財政状況が続いています。

令和5年度は、総務省から要請されている「公立病院経営強化プラン」の策定年度でもあり、第6次5か年経営計画の見直し年度でもあります。

公営企業の基本原則である経済性の発揮と公共の福祉の増進を踏まえながら、健全経営を目指し、経営改善のためのプランの策定及び計画の見直しを行い、その実現に向け職員一丸となって取り組むことを引き続き強く要望するとともに、計画経営を実現するため、的確な予算編成と適正な予算執行に努めていただくことを要望し、ご報告とさせていただきます。

続きまして、資料、定例会別冊3をご覧ください。

令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書について、ご説明申し上げます。

1の審査の概要については、記載のとおりでございます。

2の審査の結果については、表にも記載のとおり、資金不足が生じないため、資金不足比率も発生いたしません。

よって、是正改善については特に指摘すべき事項はございません。

以上、ご報告とさせていただきます。

<議長>

ご苦労さまでした。

説明及び審査意見が終了いたしました。

ここでお諮りします。

この後、認定案第1号、議案第1号について、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査の付託をし、報告第1号についても同委員会にて質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、当会議では補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日にて行います。

それでは、認定案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

認定案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて、補足説明申し上げます。

資料は、提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、項番1、決算の概要でございます。

令和4年度の業務量は、表1でお示しております。本院の入院は、延べ患者数17万954人、1日平均患者数468人。そして外来は、延べ患者数26万7,992人、1日平均患者数1,103人で行ってまいりました。大佐和分院の入院は、延べ患者数1万256人、1日平均患者数28人。外来は、延べ患者数3万7,344人、1日平均患者数154人で行ってまいりました。

令和4年度病院事業会計決算は、表2でお示しております。表の上段は純損益を示しております。本院・看護師養成事業で5億2,500万円の純利益、分院事業では4,300万円の純損失、そして企業団全体では4億8,300万円の純利益となり、3期連続の黒字決算となっております。

次の枠で収益を示しております。対前年度比で申しますと、表の中ほどの列、差額A-Bでお示しますとおり、本院事業収益が7億8,300万円の減、分院事業収益が1,800万円の増、看護師養成事業収益が200万円の減、そして特別利益が2億7,600万円の増となりまして、結果、企業団の総収益は、表の左下でお示しますように、239億4,900万円、こちらは対前年度との比較で4億9,100万円の減となるものでございます。

資料の2ページで費用をお示してございます。対前年度との比較で申し上げますと、表の中ほどの列、差額A-Bでお示しておりますとおり、本院事業費用が1億8,400万円の増、分院事業費用は5,300万円の増、看護師養成事業費用は1,000万円の増、そして特別損失が4,500万円の増となり、結果、企業団の総費用は表の左下でお示しますとおり、234億6,600万円となっております。こちらにつきましては、前年度との比較で2億9,200万円の増となるものでございます。

続く、表3では純損益、そして表4では医業収支のそれぞれ年度別推移をお示してございます。後ほどご確認いただければと存じます。

次に、項番2、収益の状況でございます。

企業団全体収益の約82%を占めます本院・分院の入院・外来収益の状況を表5でお示ししております。最初の表は本院でございます。前年度との比較で申し上げますと、表の中ほどの列、差額A-Bでお示しますとおり、入院収益は2,100万円の増収、外来収益は2億4,000万円の減収となりまして、入院・外来収益の合計では2億1,900万円の減収となるものでございます。入院収益の増収につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れや、全身麻酔手術件数の増などによるもの、そして外来収益の減収は、患者数の減のほか、化学療法件数の減、腫瘍用薬の後発医薬品への切替え等によるものでございます。

続いて、資料3ページをお願いいたします。

分院の入院・外来収益の状況でございます。対前年度比で申し上げますと、表の中ほどの列、差額A-Bでお示ししておりますが、入院収益につきましては1,100万円の減収、外来収益は1,000万円の増収となっており、入院・外来収益の合計では100万円の減収となるものでございます。入院収益の減収は、クラスターの発生等による患者数の減によるもの、外来収益の増収は発熱外来患者の増等による診療単価の上昇によるものでございます。

続く表6では、ただいま報告いたしました入院・外来収益等の年度別の推移をお示するものでございます。併せてご確認いただければと存じます。

続きまして、項番3、費用の状況でございます。

最初に、本院事業費用の前年度との比較における増減の主な内容を、資料の3ページから4ページにかけての表7でお示ししております。表の中ほどの列、対前年度増減の列におきまして、特に増減が大きかったものをご報告申し上げます。

増額につきましては、4ページの中段でお示しておりますが、経費が3億3,500万円の増となっております。対医業収益比率においては、前年度との比較で1.9ポイントの増となっております。

3ページにお戻りいただくこととなりますが、給与費については4,100万円、こちらは対医業収益比率において0.8ポイントの増となっているものでございます。

減額につきましては4ページでお示しておりますが、経費の上にあります材料費でございますが、1億6,600万円の減となっております。こちらは対医業収益比率において、前年度との比較で0.5ポイントの減となるものでございます。

経費の下の減価償却費でございます。前年度との比較で5,200万円、対医業収益比率では0.2ポイントの減となっているものでございます。経費につきましては原油価格の高騰によります電気・ガス料金単価の上昇、氷蓄熱設備ターボ冷凍機修繕等の高額な建物設備修繕の実施、さらに、令和2年度に更新いたしました高精度放射線治療システムの保守の開始、令和3年10月から開始いたしました外来等医事業務委託等によります増、そして給与費につきましては正規職員の増員や看護職員の処遇改善に係る手当の引上げ等によります増、材料費につきましては抗腫瘍用薬の使用量減や後発医薬品への切替え、循環器系高額材料の使用量の減、在宅機器賃借料の単価低下などによります減、減価償却費につきましては、高額な医療機器の耐用年数経過等による減によるものでございます。

資料は5ページをご覧ください。

分院事業費用の対前年度との比較におけます増減の主な内容を表8でお示ししております。表の中ほどの列、対前年度増減の列におきまして、特に増減が大きかったものをご説明申し上げます。

まず、給与費でございます。給与費につきましては4,200万円の増、対医業収益比率においては前年度比で7.3ポイントの増となっております。経費につきましては、1,200万円の増、対医業収益比率においては2.0ポイントの増となっております。給与費につきましては職員の増員や看護職

員の処遇改善に係る手当の引上げ等により増、そして経費につきましては、原油価格の高騰により増、電気料金単価の上昇、さらに新医事会計システムの稼働時期変更に伴います旧システムの保守延長等による増となっております。

続きまして、資料、6ページをご覧ください。

項番4といたしまして、特別利益及び特別損失の状況でございます。主な内容につきましては、表の9にてお示ししてございます。特別利益につきましては、退職手当組合からの還付金収入、そして、現病院建設にかかります企業債償還金への構成市からの繰入れの収益化など、特別損失は、前年度の入院・外来収益計上額の修正損失や退職給付引当金への繰入れ等によるものでございます。

6ページ、中ほどの項番5でございます。資本的収入及び支出の状況でございます。

主な内容を表の10でお示ししてございます。資本的収入は、建設改修工事及び医療機器整備事業に係る企業債収入、現病院建設に係る企業債償還金への構成市からの繰入れ、さらに新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機器整備及びオンライン資格確認に関する補助金収入、そして固定資産売却収入がございました。

資本的支出は、資料7ページでお示ししておりますが、自動火災報知設備更新工事などの建設工事、手術用顕微鏡等の医療機器の整備、内視鏡情報管理システムや大佐和分院医事会計システム等の備品整備、さらに企業債の償還などを行ってございます。

表10の最後の列で、収支差引額といたしまして、14億1,900万円の不足を示してございますが、この資本的収支不足額の補てんにつきましては、次の表11でお示ししますとおり、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額、そして減債積立金で補てんするものでございます。

続きまして、8ページに移りまして、主要施策の成果についてのご報告でございます。

項番6、こちらは企業団第6次5か年経営計画の主要施策の成果といたしまして、新規または拡大事業に係る予算決算の状況をお示しするものでございますが、この資料の体裁でございますが、枠囲いでは主要施策を、枠囲いすぐの下で施策に関する行動計画を、そして隅括弧の段落で行動計画に対する取組内容及び成果をそれぞれお示ししてございます。本日はここに掲げました項目のうち、主立ったものについてご説明申し上げます。

まず、8ページ中段の良質で安全な医療の提供、(ア)良質な医療の提供での高度専門医療及び専門医療の提供におけます、がんゲノムプロファイル検査の委託でございます。3条予算559万円に対しまして、決算額323万円となっております。こちらは、がん患者の診断及び治療方針決定のため、採取した検体から抽出いたしましたDNA遺伝子変異情報の解析を外部委託しようとするもので、この取組の結果、千葉県がんセンターのがんゲノム医療連携病院の認可を受けまして、当該検査を実施することで、標準治療がない、または標準治療が終了となりました固形がんの患者の中で新たな治療を希望される患者に対して、遺伝子変異情報に応じた治療方法や投薬方法を提示することが可能となったものでございます。

資料は、9ページをご覧ください。

中ほどより下のところ、(ウ)でございますが、施設・設備及び医療機器等の整備につきましては、9ページから10ページにかけてお示ししてございますが、まず9ページの施設・設備の計画的な整備におきまして、建物修繕費では、3条予算で1億6,828万円に対しまして、決算額は1億1,609万円、そして建設工事費では4条予算1億4,416万円の予算に対しまして、決算額9,170万円でございます。これは、まず建物修繕につきましては、4階緩和ケア病棟外来設置に伴う電話回線

工事など102件を実施し、建設工事費におきましては、自動火災報知設備更新工事等13件の実施をすることによりまして、建物・設備の劣化状況や修繕・改修状況等を見ながら、予防保全に努めたものでございます。なお、建物修繕費の非常用発電機制御系統部品交換工事、第1変電室高圧盤部品更新工事を含む4件及び建設工事の高圧受電ケーブル・管路更新工事の1件が、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により年度内に完了しませんでしたので、これらは令和5年度に繰越しを行ったものでございます。

資料は10ページをお願いいたします。

医療機器等の計画的な導入・更新におきまして、まず本院では4条予算4億1,671万円に対しまして、決算額4億767万円、分院では4条予算1,950万円に対しまして、決算1,822万円となっております。これは前立腺がんの検出精度向上を図るMRI―超音波融合画像システムの導入や、低侵襲な腹腔鏡手術の件数増加に伴います手術用内視鏡システムの増設など、8件の新規あるいは増設を行うとともに、部品供給終了等によります手術用顕微鏡、さらに生体情報モニターなど、51件の更新を行うことで診療機能の維持・向上に努めたものでございます。

なお、リトラクター開胸器及び硬性内視鏡の更新は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により年度内に完了しませんでしたので、令和5年度に繰越しを行っているものでございます。

資料は11ページをご覧ください。

(エ) 分院の整備。まず、建物修繕費でございます。3条予算440万円に対しまして、決算額320万円となっております。そして、建設工事費では4条予算319万円に対しまして、決算額314万円となっております。これは、まず建物修繕費については、経年劣化した病棟及び職員出入口ドアや屋上防水シート等の修繕工事を行い、建設工事費につきましては、塩害による屋外機の腐食が著しいリハビリ棟エアコンの更新工事を行うことによりまして、分院の施設機能の維持に努めたものでございます。

11ページ、(3) 勤務環境の整備では、働きやすい職場環境の整備におけます職員健診（胸部X線検査）の委託がございまして、こちらは3条予算289万円に対しまして、決算額270万円となっております。胸部X線撮影の読影を行う医師の負担を軽減するため、職員健診におけます胸部X線検査を外部委託したもので、この取組の結果、1,534件の胸部X線検査を外部委託で実施することにより、呼吸器内科医師や放射線技術科技師の負担を軽減することができたものでございます。

令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについての補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

続きまして、議案第1号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第1号、令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、補足説明申し上げます。

資料は、先ほどの提出議案説明資料の12ページをご覧ください。

本表にかかります処分額につきましては、各表の中ほどの議会の議決による処分額でお示ししております。

ます。その要点につきましては、表の欄外の2つの丸でお示ししております。12ページの下の部分になります。まず、1つ目の丸の部分でございます。令和4年度決算で生じた未処分利益剰余金を資本金への組入れ、減債積立金への積立て、そして財政調整積立金からの繰入れで、それぞれ処分することをお示ししております。

減債積立金の積立てにつきましては、真ん中の表の本院事業でお示しますとおり、本院事業で生じた純利益を現病院建設にかかります起債元金の今後の償還に充てるため、減債積立金としてその全額を積み立てて処分しようとすることから、未処分利益剰余金は同額がマイナス表示となるものでございます。

財政調整積立金からの繰入れにつきましては、一番下の表になりますが、分院事業の表でお示しますとおり、分院事業で生じた純損失を財政調整積立金から繰り入れて補てんしようとすることから、未処分利益剰余金は同額が繰入れによりプラス表示となるものでございます。

説明、2つ目の丸になります。資本金への組入れの詳細をお示ししております。本院・分院事業のいずれにおきましても、資金的収支不足額の補てん財源におきます減債積立金の使用額5億6,152万659円と、補正予算第4号で帳簿修正いたしました分院の補てん財源残高の修正額1億9,396万7,092円のそれぞれを本院・分院事業の資本金への組入れとして処分しようとするものでございます。

具体的には、本院事業におきましては、減債積立金から現病院建設に係る起債元金の償還で取り崩したことによります減少を未処分利益剰余金でマイナス表示しており、分院事業におきましては、帳簿修正額を使用済み財政調整積立金として取り崩したことによります減少を、未処分利益剰余金でマイナス表示しているものでございます。これら本院・分院各事業におけます処分は、一番上の企業団全体の表でまとめてお示しするものでございます。

未処分利益剰余金の処分にかかります補足説明については、以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

続きまして、報告第1号 令和4年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

事務局に報告を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

令和4年度決算に基づきます資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

資料は、提出議案説明資料の最後、14ページをご覧ください。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模を示す料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、決算の都度、この資金不足比率を求め、監査委員の審査に付した上で、先ほどの意見を付して議会に報告することとされております。

資金不足比率の求め方について、簡単にご説明申し上げます。まず、流動負債の額から流動資産の額を減じて資金の不足額を求め、次にこれを事業規模を示します医業収益の額で除して求めるものでございます。一番上の表、①です。資金の不足額の項でお示します表の右端の列をご覧ください。1行目の右端、C欄の流動負債の合計額は21億8,097万6,022円、その下の算入すべき地方債の残高はございません。次のE欄、流動資産の合計額は84億583万565円でございます。E欄の流動資

産の額がC欄の流動負債の額を上回っているため、F欄に掲げます資金の不足額は負の数となり、62億2,485万4,543円の余剰をお示ししてございます。

②の事業規模の項では、資金不足比率を求める際分母となります事業の規模をお示しする額となっております。こちらについては206億2,772万1,910円を計上しておりますが、資金の不足自体がございませんので、③の資金不足比率の項でお示ししますように、令和4年度決算に基づく資金不足比率の表示はございません。

令和4年度決算に基づきます資金不足比率の報告は以上でございます。

<議長>

報告が終わりました。

日程第5 休会について

日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、明日10月14日から10月19日までの6日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、明日10月14日から10月19日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、10月20日午後1時30分から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

ご苦労さまです。

なお、この後、午後2時30分から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時21分散会)